

# 知立市子ども条例 逐条解説

## ◆ 条例制定の背景

1989年（平成元年）11月20日に「児童の権利に関する条約」が国際連合で採択され、日本においては、1994年（平成6年）4月22日に批准を行いました。この条約は、今日において子どもの権利を考える際の世界共通の基盤となっています。

現在、全国的に、いじめ、児童虐待や体罰をはじめとした子どもたちの人権を無視した問題が多く発生するなか、本市においても例外とはいえない状況があります。

本市は、平成22年11月に、学識経験者、各種団体の代表者及び関係行政機関の職員による「知立市子ども条例策定検討委員会」及び公募市民による「知立市子ども条例検討市民協議会」を設置し、子ども条例制定に向けた検討を活発に行ってきました。また、検討過程においては、「子ども条例策定のためのアンケート」の実施、「子ども支援シンポジウム」、「子ども条例策定のための子どもワークショップ」の開催などを経て、条例素案のまとめに至りました。

## ◆ 目次

### 目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 子どもにとって大切な権利（第4条—第8条）

第3章 子どもの権利を保障する大人の責務（第9条—第13条）

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進（第14条—第20条）

第5章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復（第21条—第24条）

第6章 雑則（第25条）

附則

◆ 条例の概要

前文

- ・子どもたちが健やかに成長し、未来を築いていくことは、市民の大きな願いです。
- ・子どもの権利が保障されることは、子どもが健やかに育つための条件であり、安心して暮らせる自由で平和な地域や社会の実現にとっての礎です。
- ・自分らしく生きる権利・安心して生きる権利・育つ権利・参加する権利が、子どもにとって大切な権利として保障されなければなりません。
- ・こうした考えのもと、子どもの権利を保障し、子どもにやさしい、夢を育むことのできるまちづくりをすすめることを宣言し、ここに知立市子ども条例を制定します。

第1章 総則

【第1条 目的】

【第2条 定義】

【第3条 基本理念】

第2章 子どもにとって大切な権利

【第4条 権利の尊重】

- ① 【第5条 自分らしく生きる権利】
- ② 【第6条 安心して生きる権利】
- ③ 【第7条 育つ権利】
- ④ 【第8条 参加する権利】

第3章 子どもの権利を保障する大人の責務

【第9条 大人の共通の責務】

【第10条 保護者の責務】

【第11条 施設関係者の責務】

【第12条 地域住民等の責務】

【第13条 市の責務】

【子どもの権利保障】

【責務の遂行】

【権利の侵害に対する救済・回復】

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

【第14条 子どもの権利の周知と学習支援】

【第15条 子育て家庭への支援】

【第16条 子どもの虐待の予防などに関する取組】

【第17条 子どもの安心・安全を保障する取組】

【第18条 育ちの場と機会の提供の取組】

【第19条 意見表明や参加の促進】

【第20条 子ども会議】

第5章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復

【提言】

【第21条 子どもの権利擁護委員会の設置】

【第22条 擁護委員会の職務】

【第23条 擁護委員会に対する支援や協力】

【第24条 勧告や要請への対応】

## ◆ 前 文

八橋のかきつばた、知立公園の花しょうぶ、東海道の松並木など多くの名所を有し、歴史と伝統に育まれたまち知立。豊かな文化が息づくこのまちで、子どもたちが健やかに成長し、未来を築いていくことは、市民の大きな願いです。

すべての子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが独立した人格を持つかけがえない存在です。子どもの権利が保障されることは、子どもが健やかに育つための条件であり、安心して暮らせる自由で平和な地域や社会の実現にとっての礎です。

子ども一人ひとりが尊重され、相互に尊重し合えること、子どもが安心・安全に暮らせること、子どもが個性を大切にされ、学び成長できること、子どもの参加が保障され、子どもの視点が取り入れられることは、子どもにとって大切な権利として保障されなければなりません。

私たちは、こうした考えのもと、子どもの権利を保障し、子どもにやさしい、夢を育むことのできるまちづくりを進めることを宣言し、ここに知立市子ども条例を制定します。

### 【解説】

前文は、条例を制定する基本原則と趣旨を定めています。

#### (1) 第1段落

知立市の文化に触れ、この地で子どもたちが健やかに成長し、未来を築いていくことは、市民の大きな願いであることを述べています。

#### (2) 第2段落

「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、子どもは一人ひとりが独立した人格を持つかけがえない存在であり、生まれながらにして「権利の主体」であることを述べています。

#### (3) 第3段落

保障されなければならない子どもにとって大切な4つの権利を述べています。「児童の権利に関する条約」に定められている権利を基に、「子ども一人ひとりが尊重され、相互に尊重し合えること」、「子どもが安心・安全に暮らせること」、「子どもが個性を大切にされ、学び成長できること」、「子どもの参加が保障され、子どもの視点が取り入れられること」の4つの権利が保障されなければならないことを述べています。

#### (4) 第4段落

前文に定めていることをすべて踏まえたうえで、すべての市民が一体となって、子どもの権利を保障し、子どもにやさしい、夢を育むことのできるまちづくりを進める決意を表明しています。

## ◆ 第1章 総則

---

### (目的)

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）の理念に基づき、子どもの権利を保障し、地域社会全体で子どもの健やかな育ちを支えあう仕組みを定めることにより、子どもにやさしい、夢を育むことのできるまちの実現を目的とします。

### 【解説】

第1条は、知立市子ども条例の解釈・運用の指針となる制定目的を定めています。

この条例が子どもの権利を保障する際の基本的な理念としているものは、「児童の権利に関する条約」です。この条約は、世界中で法的に拘束力を持つ歴史上初の子どもの権利の取決めであり、子どもの権利をまとめあげたものとなっています。

子ども条例の目的は、「子どもにやさしい、夢を育むことのできるまちの実現」ですが、そのためには子どもの権利を保障し、地域社会全体で子どもの健やかな育ちを支えあう仕組みづくりが必要になります。こうした仕組みを定めることで、子どもにやさしい、夢を育むことのできるまちの実現を目指しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 子ども 市内に住んだり、市内で学んだり、活動したり、働いたりする18歳未満の人その他これらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人をいいます。
- (2) 保護者 親又は里親その他の親に代わり子どもを養育する人をいいます。
- (3) 育ち・学ぶ施設 市内にある学校、児童福祉施設その他の子どもが育ち、学ぶために通学し、通園し、通所し、又は入所する施設をいいます。
- (4) 施設関係者 育ち・学ぶ施設の設置者、管理者、教員及び職員をいいます。
- (5) 地域住民等 市民並びに市内で活動を行う団体及び事業者をいいます。

【解説】

第2条は、条例の中で用いる用語の意義を定めています。用語の意義を明確にし、解釈上の疑義をなくすためのものです。

(1) 第1号関係 子ども

市内に住んだり、市内で学んだり、活動したり、働いたりする人で、年齢が18歳未満の人をいいます。「児童の権利に関する条約」や「児童福祉法」との整合性を考慮し、18歳未満としました。また、「その他これらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人」とは、18歳又は19歳の人で、高等学校に在学しているもの、児童福祉施設に入所しているもの、及び必要に応じて拡大的に認める必要があるものを想定しています。

(2) 第2号関係 保護者

子どもの親又は里親その他の親に代わり子どもを養育する人をいいます。「その他の親に代わり子どもを養育する者」としては、親権代行者がこれに該当し、例としては、親自身が未成年者であり親権者になれない場合に、祖父母や親戚のものがこれにあたる場合等が考えられます。なお、親、後見人がいない場合には、児童福祉施設の長がこれにあたる場合もあります。

(3) 第3号関係 育ち・学ぶ施設

「学校」とは、学校教育法に基づく各種の施設をいい、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、専修学校、各種学校などが該当します。「児童福祉施設」とは、児童福祉法に基づく各種の施設をいい、保育園、児童センター、児童遊園などが該当します。また、これら以外でも放課後児童クラブ、公民館、図書館など、市内にある子どもが育ち・学ぶためのあらゆる施設を含みます。

(4) 第4号関係 施設関係者

第3号の各施設の設置者、管理者、教員及び職員をいいます。

(5) 第5号関係 地域住民等

市民のほか市内の地縁組織、事業者、各種団体やこれらに属する人をいいます。

(基本理念)

第3条 この条例により子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを進めることは、次の基本理念に基づきます。

- (1) 子どもの幸せや子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えます。
- (2) 子ども自身の意思や力を大切にします。
- (3) 子どもの年齢や発達に配慮します。
- (4) 子どもと大人の信頼関係を基本に、地域全体で取り組みます。

【解説】

第3条は、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを進めるための、この条例の基本理念を定めています。

(1) 第1号関係

子どもに関係することを決めるときには、子どもの幸せや子どもにとって最もよいことは何かということが第一に考えられなければなりません。この「子どもの幸せや子どもにとって最もよいこと」は、子ども条例における最も重要な基本原則となります。

(2) 第2号関係

子どもが生きる喜びを実感できるよう、子ども自身の意思や力を大切にすることとしています。

(3) 第3号関係

子どもの年齢や発達の状況に応じた支援や助言をすることとしています。

(4) 第4号関係

子どもを育てることは、第一義的にはその保護者の責務ですが、子どもは地域社会の宝であり、地域全体で守られ、育てられるものであることを念頭に、地域全体で子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを進めることとしています。

## ◆ 第2章 子どもにとって大切な権利

第2章では、子どもにとって大切な権利を定めています。この章で定められた権利は、「児童の権利に関する条約」に定められている権利を基に、アンケートや子どもワークショップなどを実施し、集約した子どもと大人の意見を反映したものとなっています。

子どもにとって大切な権利を保障することは、子どもが自らに自信を持ち、自らを肯定的にとらえ、自尊感情（自己肯定感）を持ち、生きる意味を感じることに繋がっていくものと考えます。

### （権利の尊重）

第4条 この章に定めるそれぞれの子どもの権利は、あらゆる機会において、子どもが、ひとりの人間として育ち、学び、生活していく上で大切な権利として、保障されます。

2 子どもは、自分の権利を学び、大切にするとともに、他の人の権利を認め、尊重するよう努めます。

3 子どもは、子ども同士や大人との間でお互いの権利を尊重し合うことができる力を身に付けるよう努め、そのために必要な支援を受けることができます。

### 【解説】

第4条は、この章において規定される「子どもにとって大切な権利」の総則を定めています。

#### (1) 第1項関係

この章に定める子どもの権利を、あらゆる機会において、大切な権利として保障されることを定めています。

一方で、子どもの権利を行使する前に、義務や責任を果たす必要があるのではないか、という意見があります。子どもの役割や守るべきルールを義務や責任と呼ぶこともありますが、子どもの権利は、何かの義務を果たすことを条件に認められるものではなく、生まれながらにして、すべての子どもに無条件にあるものです。

#### (2) 第2項関係

子どもは、自分の権利を知り、その権利を大切にすることが必要です。自分の権利を知ることが、他の人もまた同じ権利を持っていることを知ることになります。

子どもが権利を行使する際には、自分の権利が尊重されるのと同じように、他の人の権利を尊重することの大切さを学び、自覚する必要があります。

このため、本項のほか、前文においても権利行使の経験を通して、お互いの権利を尊重し合うことの重要性を指摘しています。

#### (3) 第3項関係

子どもが子ども同士や大人との間でお互いの権利を尊重し合うことができる力を身につけることがとても重要であり、そのために必要な支援や助言を受けることができると定めています。

(自分らしく生きる権利)

第5条 子どもは、自分らしく生きるために、次のことが保障されます。

- (1) ありのままの自分を受け止めてもらえること。
- (2) 自分の気持ちや考えを持ち、表明すること。
- (3) 自分に関係することを、自分で決めること。
- (4) 個性が尊重され、その個性を伸ばすことについて支援が受けられること。
- (5) 体を休め、自由な時間を持つこと。
- (6) プライバシーや名誉が守られること。

【解説】

第5条は、自分らしく生きるために保障される権利を、第1号から第6号までに掲げて、その権利の具体的な内容を定めています。

「自分らしく生きる」とは、子ども一人ひとりが個人として尊重され、自分が自分であることを大切に生きていくということであって、他の人の権利を侵害してまでわがままを押し通すことを意味するものではありません。

(1) 第1号関係

ありのままの自分を受け止めてもらえることで、ありのままの自分が肯定されていると実感し、子どもが自分自身の育ちの力を信じ、自分の持っている力を発揮することができると考えられます。

○主に児童の権利に関する条約第2条〔差別の禁止〕、第8条〔アイデンティティの保全〕、第13条〔表現・情報の自由〕、第14条〔思想・良心・宗教の自由〕に対応しています。

(2) 第2号関係

自分が思ったことや感じたことを、話したり、書いたり、描いたり、歌ったり、演じたりすることなどを通して、自由に表現し、伝え合うことができます。自分の気持ちや考えを持つこと、自分の気持ちや考えを表明することが保障されることで、子どもは自信を持って毎日の生活を送ることができると考えます。

○主に同条約第12条〔意見表明権〕に対応しています。

(3) 第3号関係

子どもが、自分に関係することの決定に主体的に参加していくことを保障しています。

自分に関係することを自分で決めていこうとする意欲や態度を育てていくことが今日の子どもたちにとって非常に重要な意義をもち、このことができるように支援していくことが必要です。

○主に同条約第12条〔意見表明権〕に対応しています。

(4) 第4号関係

一人ひとりの違いが個性として認められ、自分が自分であることを大切にされなければなりません。また、その個性を伸ばす支援が受けられることも重要です。

○主に同条約第2条〔差別の禁止〕に対応しています。



(5) 第5号関係

体を休め、自由な時間を持つことは、健やかな成長・発達にとって欠かせないことです。休息・余暇等及び自由な時間を必要なだけ得られることであり、怠惰な生活を助長するものではありません。

子どもの成長・発達の段階に応じた適切な休息等を考えることが大切です。

○主に同条約第6条〔生命への権利、生存・発達の確保〕、第31条〔休息・余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加〕に対応しています。

(6) 第6号関係

プライバシーや名誉の侵害は、子どもの自尊心を傷つけ、自信をなくしたり、自分を否定的にとらえたりする要因ともなることから、プライバシーや名誉が守られることは大切です。

○主に同条約第16条〔プライバシー・通信・名誉の保護〕に対応しています。

(安心して生きる権利)

第6条 子どもは、安心して生きるために、次のことが保障されます。

- (1) 生命と心身が守られること。
- (2) 愛情と理解をもって育まれること。
- (3) 年齢や発達にふさわしい環境のもとで生活すること。
- (4) 平和で安全な環境のもとで生活すること。
- (5) 健康な生活ができ、適切な医療が受けられること。
- (6) あらゆる差別や不当な不利益を受けないこと。
- (7) あらゆる暴力を受けず、放置されないこと。
- (8) あらゆる犯罪から心身ともに守られ、被害からの回復への支援を受けられること。
- (9) 安心できる居場所を持つこと。

【解説】

第6条は、安心して生きるために保障される権利を、第1号から第9号までに掲げて、その権利の具体的な内容を定めています。

単に子どもの生命が守られるだけでなく、子どもが健全に発達するためには、安全や健康、気持ちなどのあらゆる側面に関してより良い環境が用意され、安心して生きることができる権利が保障されていることが大切です。

(1) 第1号関係

一人ひとりの尊い命と心身が守られ、安心して暮らせることは、子どもの権利を尊重するすべての事柄の前提になるものと考えます。

○主に児童の権利に関する条約第6条〔生命への権利、生存・発達の確保〕に対応しています。

(2) 第2号関係

周囲の大人から愛情を受けて育まれることは、子どもの心の安定や豊かさが満たされ、子どもの心身の健やかな成長につながります。また、愛情を受けて育まれることで、子ども自身も、他の人に愛情を持って接することができ、他の人を思いやる心が育まれると考えます。

○主に同条約第18条〔親の第一義的養育責任と国の援助〕、第8条〔アイデンティティの保全〕に対応しています。

(3) 第3号関係

「年齢や発達にふさわしい環境のもとで生活できる」ことは、日本国憲法第25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」よりも求めるレベルを高く設定するものです。未来を築いていく子どもがより良く発達するためには、教育的あるいは道徳的な側面も含めて年齢や発達にふさわしい環境が用意されなければならないという、より積極的な内容を示しています。

○主に同条約第6条〔生命への権利、生存・発達の確保〕に対応しています。

(4) 第4号関係

平和で安全な環境のもとで守られ、安心して暮らせることは、子どもの権利を尊重するすべての事柄の前提になるものと考えます。

○主に同条約第6条〔生命への権利、生存・発達の確保〕に対応しています。

#### (5) 第5号関係

健康的な生活が与えられ、病気やけがをした際には、その回復に向けた適切な治療が受けられるよう配慮されることが大切です。特に、明確な意思表示ができない乳幼児は、保護者による適切な健康管理が不可欠であり、命が守られることにもつながります。

○主に同条約第24条〔健康・医療への権利〕に対応しています。

#### (6) 第6号関係

子ども一人ひとりの尊厳が保たれながら育つことができるよう、子ども自身やその家族の国籍、民族、性別、障がい等を理由として、差別や不当な扱いを受けることがあってはいけません。

○主に同条約第2条〔差別の禁止〕に対応しています。

#### (7) 第7号関係

子どもの心に深い傷を与える重大な権利の侵害である虐待、体罰、暴力等から精神的にも肉体的にも守られなければなりません。虐待、体罰、暴力等は、子どもにとって日常最も身近な存在から受けることが多く、その後の子どもの成長に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、これらのあらゆる暴力を受けず、放置されないことを権利として明らかにしています。

○主に同条約第19条〔親による虐待・放任・搾取からの保護〕、第34条〔性的搾取・虐待からの保護〕に対応しています。

#### (8) 第8号関係

あらゆる犯罪から心身ともに守られなければなりません。万一、犯罪被害を受けてしまった場合は、その回復のための支援を受けられることが大切です。

○主に同条約第32条〔経済的搾取・有害労働からの保護〕・第33条・第34条・第35条・第36条・第37条に対応しています。

#### (9) 第9号関係

子どもたちは忙しい時間を過ごしています。安心できる居場所を持ち、体を休め、自由な時間を持つことは、健やかな成長・発達にとって欠かせないことです。

○主に同条約第6条〔生命への権利、生存・発達の確保〕、第31条〔休息・余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加〕に対応しています。

(育つ権利)

第7条 子どもは、豊かに育つために、次のことが保障されます。

- (1) 必要な知識や情報が得られること。
- (2) 必要な教育を受けたり、自ら学びたい内容を学んだりする機会が得られること。
- (3) 文化、芸術、スポーツ及び社会体験を通じて豊かな人間性を育む経験が得られること。
- (4) 遊ぶこと。
- (5) 世代、性別、人種、国籍などが異なる様々な人々と触れ合うこと。

【解説】

第7条は、豊かに育つために保障される権利を、第1号から第5号までに掲げて、その権利の具体的な内容を定めています。

(1) 第1号関係

子どもが自ら考え、豊かに育つためには、自らの成長に必要なかつ有益な情報を得ることが大切です。子どもは、自分の年齢や発達に応じ、必要な情報を得ることで、必要な知識を学び、成長に役立てることが出来ます。また、有害な情報からは守られなければなりません。

○主に児童の権利に関する条約第17条〔適切な情報へのアクセス〕、第28条〔教育への権利〕に対応しています。

(2) 第2号関係

必要な教育と学習の機会が与えられることが、子どもの考える力を育み、自信を持って生きることにつながると考えます。

○主に同条約第28条〔教育への権利〕、第29条〔教育の目的〕に対応しています。

(3) 第3号関係

子どもの感性を豊かにするためには、様々な文化、芸術、スポーツ及び社会体験に触れ親しむことが大切です。子どもは、自分の年齢や発達に応じ、これらの多様な経験を積み重ねることで、豊かな人間性を養い、創造力や表現力を育むことができると考えます。

○主に同条約第31条〔休息・余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加〕に対応しています。

(4) 第4号関係

「遊ぶこと」は、年齢に適した遊びやレクリエーションなどを通して、多くのことを経験することができ、身体的・精神的・社会的に成長することのできる大切な権利です。

なお、どんな遊びでもよいのではなく、豊かに育つ遊びを保障されるものです。また、好きなだけ遊んでよいということではありません。子どもの成長・発達の段階に応じた適切な遊びを考えることが大切です。

○主に同条約第31条〔休息・余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加〕に対応しています。

(5) 第5号関係

世代、性別、人種、国籍などが異なる様々な人々と触れ合い、対話することで、こころの成長につながります。また、人々との交流だけでなく、異文化と触れ合うことでも大きな気づきが生まれます。子どもと子どもを取り巻く社会との接点を増やすことで、子どもの成長が促進されます。

○主に同条約第28条〔教育への権利〕、第31条〔休息・余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加〕に対応しています。

(参加する権利)

第8条 子どもは、自分に関係することについて、自ら参加するために、次のことが保障されます。

- (1) 年齢や発達にふさわしい活動の機会が得られること。
- (2) 年齢や発達に応じて意思決定に参加すること。
- (3) 意思決定の参加の場で自分の気持ちや考えを表明することができ、尊重されること。
- (4) 仲間をつくり、集まり、主体的な活動を行うことができ、適切な支援を受けられること。

【解説】

第8条は、自分に関係することについて、自ら参加するために保障される権利を、第1号から第4号までに掲げて、その権利の具体的な内容を定めています。

(1) 第1号関係

家庭、育ち・学ぶ施設、地域、行政等で、子どもはその年齢や発達にふさわしい活動の機会が得られることにより、社会に参加し、自主的にいろいろな役割を果たすことができます。

○主に児童の権利に関する条約第12条〔意見表明権〕、第31条〔休息・余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加〕に対応しています。

(2) 第2号関係

社会に参加し、活動の機会が得られ、その意思決定に参加することで、子どもは責任ある社会人になる準備をします。

○主に同条約第12条〔意見表明権〕に対応しています。

(3) 第3号関係

子どもが社会性を持ち自立していくためには、家庭、育ち・学ぶ施設、地域、行政等のあらゆる場面で、自分に関わりのあることについて、意見を表明できることが大切です。

その一方、この子どもの意見表明権は、不当な干渉を受けやすい権利とも言うことができます。子どもが意見表明を行うことは、勇気がいることであり、この権利の行使に当たっては、意見を表明したことでその子どもが不当な扱いを受けることのないよう、周囲の大人が十分に注意しなければなりません。子どもの意見は尊重されなければなりません、子どもが主張する意見のすべてが認められるわけではなく、年齢や発達の段階によっては、子どもの最善の利益とは何かを考慮した結果、子どもの意見が受け入れられないことも考えられます。その際には、大人は、その理由を子どもに丁寧に説明する必要があります。

○主に同条約第12条〔意見表明権〕、第13条〔表現・情報の自由〕に対応しています。

(4) 第4号関係

既存のものに参加するだけでなく、子ども自らが仲間をつくり、集まって企画し、実施できることが大切です。ここでいう「仲間」とは、子ども同士はもちろん、大人の仲間

も含まれます。例えば、スポーツ団体やボランティア団体、町内会組織や子ども会などの地域活動への積極的な参加の経験を通して、豊かに成長・発達することが期待されます。

なお、この権利を行使する際にも、他の人の迷惑になるような行為があってはならず、公共の福祉、他の人の権利の尊重などの一定の制約のもと保障されている権利です。

○主に同条約第15条〔結社・集会の自由〕に対応しています。

### ◆ 第3章 子どもの権利を保障する大人の責務

第3章では、前章に定める子どもの権利を尊重し、保障していくために必要な、「大人の共通の責務」、「保護者の責務」、「施設関係者の責務」、「地域住民等の責務」、「市の責務」を定めています。

#### (大人の共通の責務)

第9条 大人は、子どもの権利について理解し、その保障のために、第3条に定める基本理念に基づき、子どもに必要な支援を行わなければなりません。

2 大人は、子どもが自分の権利について理解し、自分や自分以外の人やものを大切にする気持ちを育み、人や社会との関わりの中で自らの力を発揮できるように支援しなければなりません。

3 大人は、大人としての自覚を持ち、お互いの連携を大切にしつつ、子どものよき手本となるよう努めなければなりません。

4 大人は、子どもに対して、虐待及び体罰を行ってはなりません。

5 大人は、あらゆる暴力、被害及び差別から子どもを守らなければなりません。

6 大人は、子どもの権利について理解し、その保障のために、意識の高揚に努めなければなりません。

#### 【解説】

第9条は、子どもの権利を保障するために必要な、大人に共通する責務を定めています。

##### (1) 第1項関係

大人は、子どもの権利について理解し、その権利を保障し、子どものよりよい成長のために支援しなければなりません。

##### (2) 第2項関係

子どもは自分の権利を知ることにより、他の人もまた同じ権利を持っていることを知り、他の人やものを大切にする気持ちを育み、自らの力を発揮できるようになります。大人は、その支援をしなければなりません。

##### (3) 第3項関係

大人は、子どもに期待するだけでなく、大人としての自覚を持ち、子どものよき手本となるように努めなければなりません。

##### (4) 第4・5項関係

大人は、子どもに対して、虐待や体罰を行わないことはもとより、あらゆる暴力、被害、差別から子どもを守る行動をとらなければなりません。

##### (5) 第6項関係

大人は、子どもの権利の保障のために、意識を高めるよう努めなければなりません。



(保護者の責務)

第10条 保護者は、その養育する子どもの権利の保障に努めるべき第一義的な責任者として、次のことに取り組みなければなりません。

- (1) 子どもの幸せや子どもにとって最もよいことは何かを第一に考え、子どもの年齢や発達に応じた援助や指導をすること。
- (2) 子どもと向き合い、子どもの気持ちや考えに耳を傾け、十分に対話をすること。
- (3) 子どもが安心して過ごせる環境を確保すること。

【解説】

第10条は、子どもの権利を保障するために必要な、保護者として取り組まなければならない責務を、第1号から第3号までに掲げて、その責務の具体的な内容を定めています。

児童の権利に関する条約第18条において、「親又は場合によって法定保護者は、子どもの養育及び発達に対する第一義的な責任を有する。」と規定していることを受け、子どもの権利の保障についての責任を第一に負うべき存在である保護者に、その自覚を求めるとともに、その責務を定めています。

(1) 第1号関係

第3条（基本理念）にある「子どもの幸せや子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えます。」の規定に基づき、援助や指導をすることを定めています。

(2) 第2号関係

対話は、子どもの気持ちや考えに耳を傾けることから始まります。保護者が子どもの気持ちや考えを聴く姿勢から、子どもが自らに自信を持ち、自らを肯定的にとらえ、自尊感情（自己肯定感）を持ち、生きる意味を感じることができます。

(3) 第3号関係

第6条（安心して生きる権利）第9号の「安心できる居場所を持つこと」の規定に基づき、安心して過ごせる環境を確保することを定めています。

(施設関係者の責務)

第11条 施設関係者は、子どもの教育や福祉に携わるものとして、次のことに取り組まなければならない。

- (1) 子どもが豊かに育つ環境や教育を充実させること。
- (2) 子どもの気持ちや考えを受け止め、相談に応ずること。
- (3) 虐待、体罰及びいじめの防止及び早期発見に努めるとともに、解決に向けて努力すること。
- (4) 子どもの権利を理解し、保障するために、研修など職場環境を充実させること。

【解説】

第11条は、子どもの権利を保障するために必要な、子どもの育ちや学びに大きなかわりを持つ「育ち・学ぶ施設の施設関係者」(育ち・学ぶ施設の設置者、管理者、教員及び職員)の責務を、第1号から第4号までに掲げて、その責務の具体的な内容を定めています。

育ち・学ぶ施設は、家庭と並んで子どもが一日の多くの時間を過ごす場所であり、その環境や教育は、子どもが育ち、学ぶための重要な役割を担っています。

(1) 第1号関係

施設関係者は、子どもが豊かに育つための環境整備や教育の充実に取り組む責務があることを定めています。

(2) 第2号関係

子どもの気持ちや考えを聴く姿勢から、子どもが自らに自信を持ち、自らを肯定的にとらえ、自尊感情(自己肯定感)を持ち、生きる意味を感じることができます。

(3) 第3号関係

関係機関(市、児童相談センター、警察、保健所等)と連携を図りながら、虐待、体罰やいじめの防止及び早期発見に努めるとともに、解決に向けて努力することを定めています。

(4) 第4号関係

研修等により施設関係者の理解が進むことで、子どもの活動の充実、主体的な参加の機会の増加など、子どもの権利の保障が図られます。

(地域住民等の責務)

第12条 地域住民等は、子どもとともに生活する地域社会の一員として、次のことに取り組まなければなりません。

- (1) 子どもを地域社会の一員として認め、あたたかく見守ること。
- (2) 子どもの気持ちや考えを尊重し、地域の行事や活動に参加する機会を設けること。
- (3) 虐待等あらゆる暴力及び犯罪から子どもを守るため、安全で安心な地域づくりに努めること。

【解説】

第12条は、子どもの権利を保障するために必要な、地域住民等（市民並びに市内で活動を行う団体及び事業者）の責務を、第1号から第3号までに掲げて、その責務の具体的な内容を定めています。

(1) 第1号関係

「家庭」や「育ち・学ぶ施設」を包み込む「地域」が、子どもにとって安心して過ごすことができる生活の場でなければ、子どもの権利が保障されているとはいえません。

子どもを地域社会の一員として認め、あたたかく見守り、子どもが安心して過ごすことができる地域づくりに取り組むことを定めています。

(2) 第2号関係

子どもは、自分が地域の構成員であることを自覚していくことが大切です。そのために、地域住民等は、地域で開催される行事、会議、活動などに子どもが参加し、発信する機会を設けることに取り組まなければなりません。

(3) 第3号関係

子どもを身近で見守り支えることのできる地域において、虐待の早期発見や未然防止、暴力や犯罪から子どもを守るなど、子どもが安全で、かつ、安心して過ごすことのできる地域づくりに努めることを定めています。

(市の責務)

第13条 市は、保護者、施設関係者及び地域住民等と連携し、及び協働し、子どもの権利を保障するために、必要な施策を実施しなければなりません。

2 市は、保護者、施設関係者及び地域住民等が、それぞれの責務を果たすことができるよう必要な支援を行わなければなりません。

3 市は、国や他の公共団体等と協力して、市の内外において子どもの権利が保障されるよう努めなければなりません。

【解説】

第13条は、子どもの権利を保障するために必要な、市の責務を定めています。

(1) 第1項関係

市は、子どもの権利を保障していくための施策の実施に当たって、保護者、施設関係者及び地域住民等と連携、協働する責務があることを定めています。

(2) 第2項関係

市は、保護者、施設関係者及び地域住民等が、互いに協力し、それぞれの責務を果たすことができるよう、必要な支援を行う責務があることを定めています。

(3) 第3項関係

市だけでできることは限られていることから、国、県や他の公共団体等と協力し合い、連携に努めることを定めています。

## ◆ 第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

第4章では、子どもの権利を尊重し、保障していくために、「市」、「保護者」、「施設関係者」、「地域住民等」が取り組むべきことと、それらに対する「市」の施策について定めています。

### (子どもの権利の周知と学習支援)

第14条 市は、この条例と子どもの権利について周知を図るとともに、必要な取組を実施します。

2 市は、家庭、育ち・学ぶ施設及び地域において、子どもが自分の権利と他の人の権利を学び、お互いの権利を尊重し合うことができるよう必要な支援を行います。

3 市は、市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう必要な支援を行います。

### 【解説】

第14条は、市が、子どもの権利について、子ども、保護者、施設関係者、地域住民等に対し、広く普及・啓発するための取組を行うことを定めています。

#### (1) 第1項関係

子どもの権利を保障することは、子どもの権利を知ってもらうことから始まります。

#### (2) 第2項関係

子どもが自分の権利を学ぶとともに、第4条（権利の尊重）において定めている「他の人の権利を認め、尊重すること」を学ぶことを市が支援することを定めています。

#### (3) 第3項関係

子どもだけでなく、市民が子どもの権利について学習できるよう市が支援することを定めています。

(子育て家庭への支援)

第15条 市は、子育てをしている家庭に配慮し、保護者が、子育ての喜びを実感し、安心して子育ての責任を果たせるよう必要な支援を行います。

2 市は、子育てをしている家庭に対し、仕事と子育ての両立を支援する環境づくりに努めます。

3 市は、特別な支援を求める子ども及びその家庭に配慮し、適切な支援を行います。

【解説】

第15条は、子育て家庭に対する市の取組を定めています。

(1) 第1項関係

子育てをしている家庭を支援するためには、それぞれの家庭のニーズに合ったきめ細やかな対応が必要となります。子育て不安への対応等の精神面の支援は重要であり、保健センター、子育て支援センター等において支援を行っていきます。

(2) 第2項関係

子育てをしながら働く人が、「仕事と子育ての両立」あるいは「仕事と家庭生活とのバランス（ワーク・ライフ・バランス）」をうまく図れるように支援を行っていきます。保育園、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センターの充実等、安心して子育てできる環境の整備に努めていきます。

(3) 第3項関係

外国籍の子ども、障がいのある子ども、ひとり親家庭の子ども、経済的に困難な状態にある家庭の子ども、虐待を受けた子ども、非行を犯した子どもなど、特別な支援が必要と判断される子どもやその家庭に配慮した支援を行います。

(子どもの虐待の予防などに関する取組)

第16条 市は、子どもに対する虐待の予防と早期発見に取り組みます。

2 子どもは、自らが虐待を受けたときや虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、市や関係機関に相談することができます。

3 施設関係者及び地域住民等は、子どもに気を配るとともに、虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、直ちに市や関係機関に通報しなければなりません。

4 市は、虐待を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するために、関係機関と協力して、必要な支援を行います。

【解説】

第16条は、子どもの虐待の予防などに関する取組を定めています。

子どもに対する虐待は、子どもの権利の侵害の中でも、最も深刻な形の一つです。その予防や早期発見について、条例の中でも特別に定める必要があると考え、同条を定めました。

(1) 第1項関係

虐待は、まず、起こらないようにすること（予防）、そして、もし起きてしまったらできる限り早く発見すること（早期発見）が重要です。

(2) 第2項関係

子どもは、自分が虐待を受けたときはもちろんのこと、友だちなどが虐待を受けていると思うときにも、市や関係機関に相談することができます。

(3) 第3項関係

施設関係者及び地域住民等は、まず周囲で虐待が起きていないか日頃から気を配り、虐待と思われるケースを発見したときは、直ちに通報しなければなりません。通報は義務であり、国の「児童虐待の防止等に関する法律」第6条第1項が、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通報しなければならない。」と定めていることを受けています。

(4) 第4項関係

市は、「虐待を受けていると思われる子ども」が実際に虐待を受けていた場合、迅速かつ適切に救済するための必要な支援を行います。

(子どもの安心・安全を保障する取組)

第17条 市は、保護者、施設関係者及び地域住民等と協力し、子どもが有害な環境や犯罪・災害などの被害から守られるよう必要な取組を実施します。

2 市は、子どもが安全で安心して暮らすことができるよう、公共施設などの整備や必要な支援を行います。

【解説】

第17条は、子どもの安心・安全を保障する取組を定めています。

(1) 第1項関係

社会には、子どもが健やかに発達していくうえで有害で危険な様々なものが存在しています。そのような子どもにとって有害な環境や犯罪などに子どもが巻き込まれたり、接したりすることがないように、市はもとより、保護者、施設関係者及び地域住民等が協力、連携して子どもを守る取組をします。

(2) 第2項関係

市は、子どもが安全で安心して遊び、学び、活動する生活の場としての公共施設等の整備や支援を行います。



(育ちの場と機会の提供の取組)

第18条 市は、子どもが安全で安心して過ごすことのできる居場所づくりに努めます。  
2 市は、地域において、子どもが様々な世代の人々と触れ合い、多様で豊かな経験をすることのできる場や機会の提供に努めます。

【解説】

第18条は、育ちの場と機会の提供の取組を定めています。

(1) 第1項関係

居場所とは、子どもたちが単に身を置くところだけではなく、子どもがありのままの自分を表現し、それが認められ、自分の存在価値を実感できる場でもあります。

(2) 第2項関係

子どもは、自分の家以外の場所でも、安心して過ごしたり、友だちと遊んだり、活動に参加したり、様々な世代の人々と触れ合ったり、多様な体験を行ったり、自然に親しんだりすることを通して、多くのことを学んで大人になっていきます。市は、そのような場や機会の提供に努めます。

(意見表明や参加の促進)

第19条 市は、市政などについて、子どもが気持ちや考えを表明したり、参加する機会の充実を図ります。

2 市、保護者、施設関係者及び地域住民等は、子どもの意見表明や参加を促進するために、子どもの気持ちや考えを尊重するとともに、子どもの主体的な活動を奨励し、支援するよう努めます。

【解説】

第19条は、子どもの意見表明や参加の促進についての取組を定めています。

(1) 第1項関係

市政などについて、子どもの気持ちや考えを聴いたり、参加しやすい環境や機会の充実を図ります。

(2) 第2項関係

子どもたちの自主的、主体的な活動を促進するためには、子どもの気持ちや考えを聴き、まずは受け止めることが重要です。市、保護者、施設関係者及び地域住民等は、子どもの考えを受け止め、子どもが主体となって活動できるように支援するよう努めます。

(子ども会議)

第20条 市は、子どもが意見を表明し、まちづくりに参加する機会として知立市子ども会議を開催します。

【解説】

第20条は、子ども会議について定めています。

第19条第1項に、「市は、市政などについて、子どもが気持ちや考えを表明したり、参加する機会の充実を図ります。」と規定しています。

子どもたちに、「子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりに関すること」について意見を聴いていく必要があることから、「知立市子ども会議」を開催します。

この子ども会議の開催により、子どもたちの参加する権利を保障し、まちづくりや市政などへの子どもの意見表明と参加を促進していきます。

## ◆ 第5章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復

### (子どもの権利擁護委員会の設置)

第21条 市は、子どもの権利の侵害について、迅速かつ適切に対応し、その救済を図り、権利の回復を支援するため、知立市子どもの権利擁護委員会（以下「擁護委員会」といいます。）を置きます。

2 擁護委員会は、委員5人以内で組織します。

3 委員は、人格に優れ、子どもの権利、福祉、教育などに関して知識や経験のある人のうちから、市長が委嘱します。

4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残りの期間とします。ただし、再任も可能とします。

### 【解説】

第21条は、「子どもの権利擁護委員会」（以下「擁護委員会」といいます。）を置くことについて、基本的な事項を定めています。

#### (1) 第1項関係

子どもの権利の侵害について、迅速で適切な対応及び救済を図るため、相談から実際の救済までを行う新たな機関として、擁護委員会を置きます。

#### (2) 第2項関係

擁護委員の定数を5人以内とすることを規定しています。

#### (3) 第3項関係

擁護委員の資格要件として、人格に優れ、子どもの権利、福祉、教育などに関して知識や経験のある者とし、具体的には、弁護士・臨床心理士・社会福祉士・学校教育の専門家などの専門的知識や経験を有する者を予定しています。

#### (4) 第4項関係

擁護委員の任期は、制度の安定性と継続性を考慮して、2年間としました。

(擁護委員会の職務)

第22条 擁護委員会は、次のことに取り組みます。

- (1) 子どもの権利侵害について、子ども又はその関係者から相談を受け、その救済と権利の回復のために、助言や支援をすること。
  - (2) 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査や関係者間の調整をすること。
  - (3) 調査や調整の結果、必要と認めるときに、子どもの権利を侵害したものに対して、是正措置を講ずるよう勧告したり、制度などの改善を要請したりすること。
  - (4) 前号の規定による勧告や要請が速やかに実施されるよう、市に対し必要な取組を実施するよう要請すること。
  - (5) 勧告や要請を受けたものに対して、是正措置や制度などの改善状況などの報告を求めること。また、その内容を申立人などに伝えること。
  - (6) いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項の規定による調査の結果について、同法第30条第2項に規定する調査を行うこと。
- 2 擁護委員会は、必要と認めるときは、子どもの権利に関係するものに出席を求め、子どもの権利の保障等について意見を聴くことができます。
- 3 擁護委員会は、必要に応じて市に対し施策を提言することができます。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も、また同様とします。

【解説】

第22条は、擁護委員会が取り組む職務と、守らなければならない事項を定めています。

第1項は、相談を受け、助言や支援をし、必要に応じて調査、調整、是正措置の勧告、改善の要請などを行う擁護委員会の職務の内容を、一般的な流れに即して第1号から第5号までに規定しています。

(1) 第1項第1号関係

擁護委員会は、子ども又はその関係者からの相談に応じて、救済を図り、権利の回復のための助言や支援を行います。具体的には、電話相談や面接相談などにより、共に問題解決の道を探ります。

(2) 第1項第2号関係

第1号の相談を経て、具体的な権利の侵害が認められ、問題解決のために相手方に働きかける必要がある場合に、相談者からの救済の申立てを受けて、調査・調整を行うことを定めています。

自分の権利が侵害されており、その救済を求めたいと考える子ども本人やその関係者は、文書で正式に権利の救済の申立てを行います。これを受けて、擁護委員会は、相手方に対する調査を行うこととなりますが、申立ての内容が虚偽である場合や具体的な権利侵害が認められない場合などは、調査の対象とはなりません。

(3) 第1項第3号関係

調査や調整の結果、相手方の解決への協力が得られないことを含めて解決に結びつかなかった場合などに、相手方に対して、必要と認めるときは、是正措置を講ずるよう勧告したり、制度などの改善を要請したりすることができるとなりました。

擁護委員会は、条例に基づく附属機関の位置づけであり、いわゆる行政処分を行う行政庁とは異なることから、自ら市の機関や市民に対し、その行為を取り消したり、是正等を強制したりする権限はありません。

したがって、この項で規定している調査や勧告等の権限は、法的な強制力を有するものではなく、その実効性は、子どもの権利に関して優れた識見を有する擁護委員の判断と、擁護委員に対する市民や関係機関からの信頼、信望等を支えにして担保されることとなります。

#### (4) 第1項第4号関係

第3号における是正措置の勧告や改善要請が速やかに実施されるよう、市に必要な取組を要請することができるとなりました。

#### (5) 第1項第5号関係

是正措置の勧告や改善要請を受けた相手方に対して、改善状況などの報告を求めるとともに、その報告の内容を申立人に伝えることを規定しています。

#### (6) 第1項第6号関係

いじめ防止対策推進法では、いじめに関する重大事態が発生した場合には、当該重大事態が発生した学校又はその設置者は、事実関係を明確にするために調査を行うこととされており（同法第28条第1項）、また、当該重大事態が発生した旨を市長に報告する義務が課されています（同法第30条第1項）。

上記の報告を受けた市長は、必要があると認めるときは、学校又はその設置者が行った調査の結果について、再調査を行うことができることとされています。その再調査業務を担うのが擁護委員会であることを規定しています。

#### (7) 第2項関係

必要と認めるときは、子どもの権利に関係する者に出席を求め、子どもの権利の保障等について意見を聴くことができます。

#### (8) 第3項関係

必要に応じ、市に対し施策を提言することができるとなりました。

#### (9) 第4項関係

擁護委員が、個人の秘密に関する事項を扱うことから、子どもを含めた市民から信頼を得るため、守秘義務を規定しています。特に、権利を侵害された申立人は、申立ての内容を人にはできるだけ知られたくなかったり、申立てを行ったことを逆恨みされる可能性があったりするので、十分な配慮は必要です。

擁護委員は、地方公務員法上の「特別職」の公務員に該当するため、同法で定めている「一般職」の公務員の守秘義務が適用されないため、この条例で定めています。

(擁護委員会に対する支援や協力)

第23条 市は、擁護委員会の独立性を尊重し、その活動を支援します。

2 保護者、施設関係者及び地域住民等は、擁護委員会の職務に協力するよう努めなければなりません。

【解説】

第23条は、擁護委員会の職務が円滑に行われるよう、市の支援と保護者、施設関係者及び地域住民等の協力について定めています。

(1) 第1項関係

擁護委員は市長が選びますが、擁護委員会の独立性を尊重し、市の機関が擁護委員の職務に対して口出しすることは厳に慎まなければなりません。市の機関自体が権利を侵害したケースを擁護委員会が扱うこともあり得るからです。

(2) 第2項関係

子どもの権利侵害に対する救済と権利の回復は、擁護委員会だけで実現できるものではなく、第1項に規定する市の支援だけでなく、保護者、施設関係者及び地域住民等の協力は欠くことができないものです。

(勧告や要請への対応)

第24条 市は、擁護委員会から勧告や要請を受けたときは、速やかに勧告や要請に応じ、その対応状況などを擁護委員会に報告しなければなりません。

2 市以外のものは、擁護委員会から勧告や要請を受けたときは、速やかに勧告や要請に応じ、その対応状況などを擁護委員会に報告するよう努めなければなりません。

【解説】

第24条は、擁護委員会からの勧告や要請を受けたときの対応を定めています。

(1) 第1項関係

第22条第1項第3号関係の解説においても述べましたが、擁護委員会は法的な強制力を有していませんが、その職務の実効性をできる限り担保するために、市が勧告や要請を受けたときには、その対応状況を報告する義務を負うことを定めています。

(2) 第2項関係

第1項と同様に、市以外のものは、その対応状況を報告する努力義務を負うことを定めています。



## ◆ 第6章 雑則

---

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定めます。

【解説】

第25条は、委任規定であり、この条例の施行に関して必要な事項については、市長が規則、要綱等により別に規定することを定めています。

## ◆ 附則

---

### 附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行します。ただし、第5章の規定は、平成25年4月1日から施行します。

#### 【解説】

附則には、子ども条例の施行期日に関する事項を定めています。

第5章以外の規定は、平成24年10月1日から効力が生じます。第5章の規定は、平成25年4月1日から効力が生じます。「第5章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復」で規定する「知立市子どもの権利擁護委員会」については、準備期間を経て、平成25年4月1日に設置することになります。